

証券コード 4493  
2022年3月15日

株 主 各 位

東京都渋谷区東3丁目9番19号  
株式会社サイバーセキュリティクラウド  
代表取締役社長 小池 敏 弘

## 第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、**株主総会へのご出席はお控えいただき、極力、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、**2022年3月29日（火曜日）午後6時まで**に議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号  
渋谷東口ビル1階 ホールA

（会場が前回と異なります。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項  
報告事項

- 第12期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第12期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

### ◎株主様へのお願い

- ・議決権行使は、書面(郵送)又はインターネットによって事前に行えますので、ご利用ください。
- ・株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことを推奨申し上げます。
- ・感染拡大防止のため、会場の座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない可能性がございますので、予めご了承ください。
- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用と、会場での検温及び手指の消毒をお願い申し上げます。会場受付又は会場出入口付近に、株主様のためのアルコール消毒液を準備いたします。
- ・ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けさせていただき、入場をお控えいただくことがありますので、ご了承ください。
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

お知らせ 次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.cscloud.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」



③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ホームページに掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年3月30日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）</p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年3月29日（火曜日） 午後6時到着分まで</p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年3月29日（火曜日） 午後6時入力完了分まで</p>
--	---	--

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日


スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

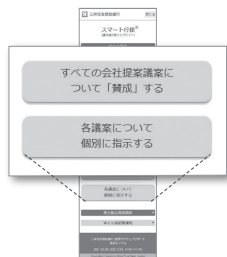
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

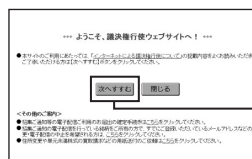
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

## 事業報告

( 2021年 1月 1日から  
2021年12月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が長期化するなか、ワクチン接種が進み、経済活動に改善の動きがみられました。しかしながら、変異株発生等による感染再拡大の動きなども見られ、依然として不透明な状況が続いております。

サイバーセキュリティを取り巻く環境においては、あらゆる経済活動のオンライン化、テレワークの拡大にともなって社会・経済のITへの依存度が高まりました。

2021年9月に閣議決定した「サイバーセキュリティ戦略」においては、DX化とサイバーセキュリティ確保に向けた取組を同時に推進することが掲げられたものの、企業におけるサイバー攻撃被害は後を絶ちません。2021年12月には、「Apache Log4j」の脆弱性を狙う攻撃が観測されました。「Apache Log4j」は世界中の企業で広く利用されており、その影響範囲の大きさや悪用のしやすさから、脆弱性の深刻度は最高レベルに位置づけられ、大きな話題となりました。利便性の向上とともにサイバーセキュリティリスクが増大しており、企業はより一層のサイバーセキュリティ対策が求められております。

このような状況において、当社グループは「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念を掲げ、サイバーセキュリティに関する社会課題を解決し、社会へ付加価値を提供すべく事業に取り組んでおります。

当連結会計年度において、採用活動の強化による人員増加や社内体制を変更し効率的な営業体制への移行、また多くのセミナーを開催するなどのマーケティング活動に注力いたしました。様々な施策を打った結果、当社グループが提供する主要プロダクトの「攻撃遮断くん」と「WafCharm」において、ユーザー数が順調に増加いたしました。更に、2020年12月に子会社化した脆弱性管理サービス「SIDfm」と「脆弱性診断」を提供する株式会社ソフテックの業績が、当連結会計年度より寄与したことにより、売上高は大幅に増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高1,817,470千円(前期比52.2%増)、営業利益297,268千円(前期比57.8%増)、経常利益297,700千円(前期比72.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益169,741千円(前期比26.4%増)となりました。

なお、当社グループはサイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

- ② 設備投資の状況  
記載すべき重要な事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
記載すべき重要な事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
記載すべき重要な事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第9期 (2018年12月期)	第10期 (2019年12月期)	第11期 (2020年12月期)	第12期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高(千円)	—	—	1,194,005	1,817,470
経常利益(千円)	—	—	172,569	297,700
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	—	—	134,335	169,741
1株当たり当期純利益(円)	—	—	14.60	18.17
総資産(千円)	—	—	1,499,184	1,710,024
純資産(千円)	—	—	664,538	944,896
1株当たり純資産(円)	—	—	71.35	100.66

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第11期より連結計算書類を作成しておりますので、第10期以前の状況は記載しておりません。
3. 当社は、2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2018年12月期)	第 10 期 (2019年12月期)	第 11 期 (2020年12月期)	第 12 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高(千円)	488,838	816,497	1,194,005	1,592,959
経 常 利 益 又は 経 常 損 失 ( △ )(千円)	△27,525	141,950	187,393	252,991
当 期 純 利 益 又は 当 期 純 損 失 ( △ )(千円)	△27,794	153,774	149,158	147,615
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 ( △ ) (円)	△3.11	17.20	16.21	15.80
総 資 産 (千円)	288,639	498,822	1,384,825	1,581,607
純 資 産 (千円)	56,339	210,113	679,362	937,594
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	6.30	23.50	72.95	99.88

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。また、△は損失を表しています。
2. 当社は、2018年3月12日付で普通株式1株につき10株の割合で、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で、2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ソ フ テ ッ ク	40,000千円	100.0%	コンピュータ・ソフトウェアの開発、制作、販売及び保守

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ソフテック
特定完全子会社の住所	東京都世田谷区太子堂一丁目12番 39号三軒茶屋堀商ビル
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	434,823千円
当社の総資産額	1,581,607千円



#### (4) 対処すべき課題

(研究開発)

サイバー攻撃の手法が高度化している中、AIやBot（注）などを活用した複雑な攻撃や未知の攻撃に対しては検知が困難であり、また、正常なアクセスを誤って遮断してしまうなどの可能性があります。そのため、防御側にもAIのような柔軟性を持った技術の活用が求められております。当社グループでは、攻撃者の動機・目的・手口・行動などの分析を行う脅威インテリジェンスの活用や、当社グループが保有する膨大なデータをAIに学習させることで、様々なアクセスの中から未知のサイバー攻撃の可能性が高いアクセスを発見・検知することなど、最新のセキュリティ対策のための研究開発に取り組んでまいります。

(注) Bot:コンピューター・ウイルスや不正アクセスなどによって第三者のコンピューターに置かれたプログラムで、外部からのコントロールによって様々な破壊行為を行う機能を持ったもの

(サービス開発への積極的な投資)

今日のサイバー攻撃は多種多様化し、新たな脅威に対する対策が求められております。当社グループ事業の根幹となるサービス開発に対する投資は、より強固なサイバーセキュリティを実現し、結果として安心安全に使える信頼性のあるサービス開発へつながるのみならず、サービスの高付加価値化から更なる当社グループ業域の拡大を目指すものであります。

(人材の確保と育成)

当社グループが中長期にわたって成長するにあたり、優秀な技術者を中心とした人材の確保と育成は重要であります。

成長性のあるセキュリティ市場の中でも、導入実績国内No.1のWebセキュリティメーカーとしての優位性があるため、現時点では優秀なエンジニア、営業、サポート要員が集まる環境が実現できておりますが、引き続き従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、優秀な人材の採用と併せて、技術者の育成を進めてまいります。

(サービスの認知度向上、新規ユーザーの獲得)

当社グループが今後も高い成長率を持続していくためには、当社グループサービスの認知度を向上させ、新規ユーザーを獲得することが必要不可欠であると考えております。従来より、積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティング・広告活動、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

#### (セキュリティ対策の認知向上)

多くの企業では、Webセキュリティ対策としての「WAF」が未だ導入されておりません。当社グループの経営理念である「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」を実現するためには、Webアプリケーションを取り巻く脅威の内容及びそれに対する対策の必要性を正しく理解していただくことが重要であると考えております。そのため当社グループは、通常の営業活動に加え、Webセキュリティに関するセミナーをはじめとしたWebセキュリティ対策の重要性の啓蒙活動、当社グループが所持するデータに基づく統計情報などを各種媒体を通じて情報発信することにより、正しいWebセキュリティ対策の認知向上と適切な対策を促す活動に取り組んでおります。

#### (海外展開)

世界の情報セキュリティ市場における日本発の製品シェアは少なく、海外製品が多くを占めておりますが、サイバーセキュリティ技術は世界共通であることから、日本国内へ海外企業のセキュリティ製品が浸透していることと同様に、当社グループによる海外市場へのサービス提供のハードルは高くないと考え、Managed Rulesの販売を足掛かりとして、WafCharmの海外市場への展開に取り組んでまいります。

#### (内部管理体制の強化)

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。従来より当社グループは監査役会の設置、社外取締役の選任、内部監査の強化などを通じて、コンプライアンス強化に努めております。内部統制の実効性を高め、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制をより一層整備してまいります。

### (5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業区分	事業内容
サイバーセキュリティ事業	AI技術を活用したサイバーセキュリティサービスの開発・サブスクリプション提供

### (6) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

#### ① 当社

本社	東京都渋谷区
----	--------

#### ② 子会社

株式会社ソフテック	本社 (東京都世田谷区)
-----------	--------------

## (7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
サイバーセキュリティ事業	78名	19名増
合計	78名	19名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数はその総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
2. 当社は、サイバーセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## ② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68名	20名増	35.8歳	2.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数はその総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
2. 直近1年間において従業員数が20名増加しております。これは主に事業の拡大等による採用の増加によるものです。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	169,060千円
株式会社みずほ銀行	97,223千円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 35,760,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 9,373,344株  |
| ③ 株主数      | 11,259名     |
| ④ 大株主      |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
Vector Group International Limited	1,532千株	16.34%
株 式 会 社 オ ー ク フ ァ ン	845	9.01
西 江 肇 司	718	7.66
GMCM Venture Capital Partners I Inc	321	3.43
Nomura PB Nominees Limited O m n i b u s - M a r g i n	215	2.29
BBH For Global X Cybersecurity ETF	158	1.70
株式会社アンビション・ベンチャーズ	137	1.46
S 1 7 3 株 式 会 社	120	1.28
株 式 会 社 S B I 証 券	87	0.93
山 野 幹 夫	85	0.91

(注) 自己株式は所有しておりません。

### ⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は取締役（社外取締役を除く）を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該報酬制度に基づき、当該事業年度中に取締役（社外取締役を除く）3名に対して当社普通株式31,744株を交付しております。当社の当該株式報酬制度の概要は「2. (3) ④取締役の報酬等」のとおりであります。なお、社外取締役及び監査役を対象とする株式報酬制度はありません。

### ⑥その他株式に関する重要な事項

当連結会計年度における新株予約権の行使により、発行済株式総数が28,400株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2018年3月12日	2020年2月13日
新株予約権の数		120個	56個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 48,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 22,400株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際しての出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 130,000円 (1株当たり325円)	新株予約権1個当たり 450,000円 (1株当たり1,125円)
権利行使期間		2020年3月13日から 2028年2月12日まで	2022年2月15日から 2030年2月13日まで
主な行使の条件		(注) 1、2、3	(注) 4、5
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	120個
		目的となる株式数	48,000株
		保有者数	2名
			56個
			22,400株
			2名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. 新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、割当日から1年が経過する日まで、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位又は当社若しくは当社子会社と業務委託契約を締結している関係にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が承認する正当な理由がある場合にはこの限りではない。

5. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
6. 2020年7月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「目的となる株式数」は株式分割後の数値を記載しております。
7. 第2回新株予約権のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年11月19日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2021年11月19日	2021年11月19日
新株予約権の総数	3,400個	500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 340,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 50,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の払込期日	2021年12月6日	2021年12月6日
新株予約権の行使に際しての出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 273,000円 (1株につき 2,730円)	新株予約権1個当たり 260,000円 (1株につき 2,600円)
権利行使期間	2021年12月6日から 2031年12月5日まで	2025年4月1日から 2031年12月5日まで
主な行使の条件	(注) 1、2、3、4	(注) 2、3、4、5、6
割当先	当社取締役 3名 (社外取締役を除く)	受託者 コタエル信託株式会社 (注) 7

(注) 1. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間当日を含む21取引日の平均値が一度でも行使価格に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければ

- ばならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
  4. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  5. 新株予約権者は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高及び営業利益が (a) または (b) に定めるいずれかの条件を充たした場合に限り、それぞれに定められた割合（以下「行使可能割合」という。）を上限に、本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使可能となる新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。また、上記における売上高及び営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うものとする。
    - (a) 2023年12月期及び2024年12月期のいずれかの事業年度において、売上高が40億円を超過した場合：行使可能割合 50%
    - (b) 2025年12月期乃至2030年12月期のいずれかの事業年度において、売上高が50億円を超過した場合かつ、2025年12月期乃至2030年12月期のいずれかの事業年度において、営業利益が10億円を超過した場合：行使可能割合 100%
  6. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役及び従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の他、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  7. コタエル信託株式会社は、時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（2025年3月31日）時点の当社役員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	小 池 敏 弘	CEO Cyber Security Cloud Inc. CEO
代 表 取 締 役	渡 辺 洋 司	CTO 株式会社ソフテック 代表取締役
取 締 役	倉 田 雅 史	CFO 株式会社ソフテック 取締役
取 締 役	伊 倉 吉 宣	伊倉総合法律事務所 代表弁護士
取 締 役	石 坂 芳 男	
常 勤 監 査 役	関 大 地	株式会社ソフテック 監査役
監 査 役	村 田 育 生	
監 査 役	泉 健 太	

- (注) 1. 代表取締役社長小池敏弘氏は、2021年3月31日開催の第11期定時株主総会において新たに選任され、同日付で代表取締役社長に就任いたしました。
2. 常勤監査役関大地氏は、2021年3月31日開催の第11期定時株主総会において新たに選任され、同氏は同総会終了後開催の監査役会において、常勤監査役に選定され就任いたしました。
3. 取締役伊倉吉宣氏及び取締役石坂芳男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役関大地氏、監査役村田育生氏及び監査役泉健太氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 常勤監査役関大地氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2021年3月31日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって、安田英介氏は監査役を辞任いたしました。
7. 取締役倉田雅史氏は、2021年3月30日に株式会社ソフテック監査役を辞任し、同日付で同社取締役に就任いたしました。
8. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に個人被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者が被る損害賠償金・争訟費用が補填されることとなります。ただし、故意又は法令違反に起因する損害賠償請求等は填補されません。なお、保険料は、全額当社が負担しております。

## ④ 取締役の報酬等

当社の取締役報酬は現金の支給による金銭報酬と株式報酬で構成されております。

### イ. 金銭報酬

取締役の報酬限度額は、2019年8月28日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）であります。

各取締役の金銭報酬の額については、会社全体のことを把握し各取締役の貢献度等を適切に判断することができるという理由から、取締役会において各取締役の個人別の金銭報酬の額の決定について委任を受けた代表取締役社長小池敏弘が、各取締役の役位、担当職務、貢献度、在任年数などに応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

### ロ. 株式報酬

当社の取締役は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、譲渡制限期間は①1年6か月から5年までの間で当社の取締役会が定める期間又は、②株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、株式の交付の日の

属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日)までの期間のいずれかの期間としております。

2021年3月31日開催の第11期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬として年額100百万円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年4万株以内と決議いただいております、当該株主総会の決議に係る取締役（社外取締役を除く）の員数は3名であります。

各取締役の具体的な譲渡制限付株式報酬の額については、会社全体のことを把握し各取締役の貢献度等を適切に判断することができるという理由から、取締役会において各取締役の個人別の譲渡制限付株式報酬の額の決定について委任を受けた代表取締役社長小池敏弘が、各取締役の役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当該取締役の金銭報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

⑤ 監査役の報酬等

監査役の報酬限度額は、2019年8月28日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております、当該株主総会の決議に係る監査役の員数は3名であります。

⑥ 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業務連動 報酬等	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	79 (7)	66 (7)	—	13 (—)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11 (11)	11 (11)	—	—	4 (4)
合計 (うち社外役員)	91 (18)	78 (18)	—	13 (—)	9 (6)

- (注) 1. 株式報酬は、取締役に付与した譲渡制限付株式報酬のうち、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
2. 当事業年度に係る報酬等は、2021年3月31日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

## ⑦ 社外役員に関する事項

## イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役伊倉吉宣氏は、伊倉総合法律事務所の代表弁護士を兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	伊 倉 吉 宣	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての法律分野における専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、当社の経営の透明性・客観性を高め、また、取締役会の監督機能の強化を図るための適切な役割を果たしております。
取締役	石 坂 芳 男	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席いたしました。トヨタ自動車株式会社での豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、経営の重要事項の意思決定決定及び業務執行の監督を行うための適切な役割を果たしております。
常勤監査役	関 大 地	2021年3月31日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会10回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	村 田 育 生	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会15回のすべてに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験・知識を活かし、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	泉 健 太	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会15回のすべてに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験・知識を活かし、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,144千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,144

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 会社の支配に関する基本方針

当社では財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,253,269</b>	<b>流動負債</b>	<b>543,397</b>
現金及び預金	1,052,180	買掛金	38,352
売掛金	154,111	1年内返済予定の長期借入金	61,884
その他	46,976	未払金	92,563
<b>固定資産</b>	<b>456,754</b>	未払法人税等	84,603
<b>有形固定資産</b>	<b>2,902</b>	賞与引当金	1,924
建物	4,803	前受金	138,133
減価償却累計額	△2,477	その他	125,936
建物(純額)	2,325	<b>固定負債</b>	<b>221,730</b>
工具、器具及び備品	4,200	長期借入金	204,399
減価償却累計額	△3,623	繰延税金負債	17,331
工具、器具及び備品(純額)	576	<b>負債合計</b>	<b>765,127</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>299,892</b>	<b>(純資産の部)</b>	
のれん	227,926	<b>株主資本</b>	<b>943,503</b>
顧客関連資産	66,293	資本金	388,906
その他	5,672	資本剰余金	379,906
<b>投資その他の資産</b>	<b>153,959</b>	利益剰余金	174,690
関係会社株式	5,606	<b>新株予約権</b>	<b>1,392</b>
繰延税金資産	23,954	<b>純資産合計</b>	<b>944,896</b>
その他	124,397	<b>負債純資産合計</b>	<b>1,710,024</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,710,024</b>		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		1,817,470
売上原価		535,877
売上総利益		1,281,592
販売費及び一般管理費		984,324
営業利益		297,268
営業外収益		
受取利息	9	
為替差益	4,643	
雑収入	329	4,983
営業外費用		
支払利息	2,523	
支払手数料	506	
株式交付費	1,521	
その他	0	4,551
経常利益		297,700
特別損失		
減損損失	23,900	
本社移転費用	6,018	29,918
税金等調整前当期純利益		267,781
法人税、住民税及び事業税	92,800	
法人税等調整額	5,239	98,040
当期純利益		169,741
親会社株主に帰属する当期純利益		169,741

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>984,615</b>	<b>流動負債</b>	<b>439,613</b>
現金及び預金	796,741	買掛金	37,471
売掛金	138,278	1年内返済予定の長期借入金	61,884
前払費用	46,040	未払金	89,812
その他	3,555	未払費用	68,721
<b>固定資産</b>	<b>596,991</b>	未払法人税等	61,913
<b>有形固定資産</b>	<b>2,832</b>	未払消費税等	35,153
建物	4,803	前受り金	73,867
減価償却累計額	△2,477	預り金	10,790
建物(純額)	2,325	<b>固定負債</b>	<b>204,399</b>
工具、器具及び備品	2,717	長期借入金	204,399
減価償却累計額	△2,211	<b>負債合計</b>	<b>644,012</b>
工具、器具及び備品(純額)	506	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>5,247</b>	株主資本	<b>936,201</b>
ソフトウェア	5,247	資本金	<b>388,906</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>588,912</b>	資本剰余金	<b>379,906</b>
関係会社株式	440,430	資本準備金	379,906
敷金	55,582	利益剰余金	<b>167,387</b>
繰延税金資産	25,775	その他利益剰余金	167,387
その他	67,123	繰越利益剰余金	167,387
<b>資産合計</b>	<b>1,581,607</b>	新株予約権	<b>1,392</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>937,594</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>1,581,607</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,592,959
売 上 原 価	440,346
売 上 総 利 益	1,152,613
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	911,158
営 業 利 益	241,454
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	7
為 替 差 益	4,642
経 営 指 導 料	11,225
雑 収 入	212
	16,088
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,523
支 払 手 数 料	506
株 式 交 付 費	1,521
	4,551
経 常 利 益	252,991
特 別 損 失	
減 損 損 失	23,400
本 社 移 転 費 用	5,663
	29,064
税 引 前 当 期 純 利 益	223,927
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	70,110
法 人 税 等 調 整 額	6,201
	76,311
当 期 純 利 益	147,615

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社サイバーセキュリティクラウド  
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山本	公太
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上	道明

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイバーセキュリティクラウドの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーセキュリティクラウド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社サイバーセキュリティクラウド  
取締役会 御中

### 三優監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山本	公太
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上	道明

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバーセキュリティクラウドの2021年1月1日から2021年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程及び監査役会規程に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

株式会社サイバーセキュリティクラウド	監査役会
常勤監査役（社外監査役） 関	大地 ㊟
監査役（社外監査役） 村田	育生 ㊟
監査役（社外監査役） 泉	健太 ㊟

以上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 今後の事業拡大に伴う人員増加、完全子会社である株式会社ソフテックとの吸収合併に備え、執務スペースの確保及び業務の効率化を図ることを目的として第3条に定める本店の所在地を東京都渋谷区から東京都品川区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2022年4月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は本店を、 <u>東京都渋谷区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は本店を、 <u>東京都品川区</u> に置く。
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削 除)
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設) (新 設)	<p>附 則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第1条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
(新 設)	<p>(本店の所在地に関する経過措置)</p> <p>第2条 第3条 (本店の所在地) の変更は2022年4月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生ずるものとし、本条は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p>



## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株数
1	小池敏弘 (1983年1月2日)	2006年4月 株式会社リクルートHRマーケティング関西（現 株式会社リクルートジョブズ）入社 2016年7月 AppSocially株式会社入社 取締役COO 2018年4月 株式会社ALIVAL入社 代表取締役 2021年1月 当社入社 社長室 室長 2021年3月 当社代表取締役社長兼CEO（現任） 2021年3月 Cyber Security Cloud Inc. CEO（現任） (重要な兼職の状況) Cyber Security Cloud Inc. CEO	25,396株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 小池敏弘氏は、リクルートグループにて事業企画やプロダクト開発など幅広い業務を経験した後、SaaSやITサービスを提供する複数の会社経営を行ってまいりました。2021年に入社以降、当社の様々な経営課題に對し着実に対処しつつ、強いリーダーシップのもと新経営体制を牽引する重要な役割を果たしております。このような経験、実績、高度な専門性は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	渡辺洋司 (1975年8月19日)	1998年4月 株式会社アルファシステムズ入社 2002年3月 株式会社アスケイド入社 2016年4月 当社入社 CTO兼Webセキュリティ事業部長 2016年12月 当社執行役員 CTO兼Webセキュリティ事業部長 2017年6月 当社取締役CTO兼Webセキュリティ事業部長 2020年5月 当社取締役CTO兼Webセキュリティ事業本部長 2020年12月 株式会社ソフテック 代表取締役（現任） 2021年1月 当社代表取締役社長兼CTO 2021年3月 当社代表取締役CTO（現任） 2021年6月 株式会社キャリアインデックス 取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ソフテック 代表取締役	4,761株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 渡辺洋司氏は、サイバーセキュリティに対する深い知識と経験及び実績を有しており、2016年当社入社以降、新サービスの開発をリードする等、当社の事業拡大とイノベーションの加速を推進し、技術面で重要な役割を果たしております。このような経験、実績、高度な専門性は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式 株 数
3	<p style="text-align: center;">くら た ま さ ふ み 倉 田 雅 史 (1991年8月30日)</p>	<p>2014年 4月 太陽ASG有限責任監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入所</p> <p>2016年 7月 公認会計士登録</p> <p>2017年 7月 当社入社 執行役員管理部長</p> <p>2019年 3月 当社取締役管理部長</p> <p>2020年 5月 当社取締役経営管理本部長</p> <p>2020年12月 株式会社ソフテック 監査役</p> <p>2021年 3月 当社取締役CFO（現任）</p> <p>2021年 3月 株式会社ソフテック 取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）株式会社ソフテック 取締役</p>	9,587株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 倉田雅史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。2017年当社入社以降、当社の財務、経理、法務、人事等当社の経営管理本部を統括し、経営を管理するとともに、コーポレート・ガバナンスにおいても重要な役割を果たしております。このような経験、実績、高度な専門性は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p style="text-align: center;">い くら よし のり 伊 倉 吉 宣 (1979年5月8日)</p>	<p>2006年 9月 司法試験合格</p> <p>2007年12月 弁護士登録</p> <p>2008年 4月 AZX総合法律事務所入所</p> <p>2010年 5月 平河総合法律事務所（現 カイロス総合法律事務所）入所</p> <p>2013年 2月 伊倉総合法律事務所開設 代表弁護士（現任）</p> <p>2015年12月 株式会社Waqoo 監査役（現任）</p> <p>2016年12月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2020年10月 株式会社BSMO 監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）伊倉総合法律事務所 代表弁護士</p>	—
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 伊倉吉宣氏は、弁護士としての法律分野における豊富な経験・知識を有しており、これまでの経験をもとに、当社の経営の透明性・客観性を高め、また、取締役会の監督機能の強化を図ることを期待したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式株数
5	石坂芳男 (1940年1月9日)	1964年 トヨタ自動車販売(現 トヨタ自動車株式会社)入社 1992年 同社取締役 1996年 米国トヨタ自動車販売株式会社 取締役社長 2001年 トヨタ自動車株式会社 取締役副社長 2014年 MediciNova,Inc. 取締役 2020年3月 当社社外取締役(現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>石坂芳男氏は、トヨタ自動車株式会社での豊富な経験と幅広い見識により当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことを期待したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊倉吉宣氏及び石坂芳男氏は、社外取締役候補者であります。
3. 伊倉吉宣氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 石坂芳男氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、伊倉吉宣氏及び石坂芳男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本議案が承認され、伊倉吉宣氏及び石坂芳男氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者に含まれる役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に個人被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者が被る損害賠償金・争訟費用が填補されることとなります。ただし、故意又は法令違反に起因する損害賠償請求等は填補されません。当該保険契約の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、全額会社負担としております。各取締役が再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、伊倉吉宣氏及び石坂芳男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

